

新型コロナウイルス感染症に対応した袋井市学校教育活動ガイドライン

袋井市教育委員会学校教育課

《基本的な考え方》

学校においては、うがい手洗い及び手指消毒・マスク着用・換気・施設消毒といった基本的な感染症対策を徹底する。さらに、すべての教育活動において、「密閉」「密集」「密接」※という3つの条件が同時に重なる場を避ける。※以下「3密」と記述するそのために、次の取組を行う。

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声の回避

新型コロナウイルスに関するいわれなき差別、偏見、いじめを受けることがないよう引き続き指導を行なう。

現在地域の感染レベルは、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文科省）に示されている「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準のうち、「レベル1」相当と考えられることから、常に次の事項について確認し計画を立てて実施する。

項目	確 認 内 容
基本的な感染症対策	1 児童生徒及び教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無等の確認を行う <ul style="list-style-type: none">・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認をする・登校前に確認できなかった児童生徒については、保健室等で検温及び風邪症状の確認をする → 風邪症状が見られる場合は自宅で休養（出席停止）・児童生徒の同居の家族に風邪症状が見られる場合は、原則登校可とするが、その家族が、過去2週間に感染拡大が心配されている地域に行った、感染者と接触した可能性がある等の場合は、児童生徒の登校を控えるように依頼する。 →保護者の理解と協力を得て自宅で休養（出席停止）
	2 児童生徒に手洗いや手指消毒、マスク着用を徹底するよう指導し、休み時間毎うがい手洗いをさせる
	3 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適切な運動やバランスの取れた食事を心掛けるよう指導する
	4 新型コロナウイルスに関する正しい知識や対策について、児童生徒が感染のリスクを自ら判断しこれを避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じて指導する
	5 児童生徒、教職員が濃厚接触者もしくは感染者になった場合、該当者は保健所の指示により対応する。また、保護者等の近親者が濃厚接触者になった場合、感染の可能性がなくなるまで自宅待機するよう依頼する（出席停止）
集団感染リスクへの対応	6 可能な限り常に教室の2方向の窓を同時に開けて換気をする（空調使用時においても定期的に換気を行う）常時換気が難しい場合にはこまめに数分程度窓を全開にする（30分に1回以上）
	7 教室では、机と机の間を前後左右最大限あけて対面にならないような形で生活することを基本とする。なお、対面で活動する場合は、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。屋外でも同様とする。
	8 通常飛沫を飛ばさないようにマスクの着用を指導するが、児童生徒の健康面を配慮し、外すことが妥当と考えられる場合は、3密が十分にクリアされていることを条件に外してよい

応	9 多くの児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）や共用教材、教具、情報機器などを毎日定期的に消毒する
学習指導	<p>10 国が例示している、以下の「感染リスクが高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施可能とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」 ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」 ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」 ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」 ・体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
	11 体育の授業は可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は特に呼気が激しくなる運動は避けること
	12 体育等の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や保護者から感染の不安で授業への参加を控えたい旨の相談があった場合、強制せず児童生徒、保護者の意向を尊重すること
	13 教科等の学習における市外への校外学習や外部人材の活用は、可能な限り感染症対策を行った上で、実施可能とする。
行学事校	14 マスクを着用し、可能な限り感染症対策を行って実施可能とするが、感染リスクの高い行事は行わない。
部活動	<p>15 可能な限り感染症対策を行った上で、通常の活動を行うことを可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や家庭の理解を得る中で実施すること ・部活動開始前に健康管理のチェックをすること ・できる限り生徒同士及び顧問と生徒による近距離での会話や発声を避けること ・部室の使用方法を工夫すること（短時間の利用、一斉に利用しないなど） ・タオルや水筒などの貸し借りをしないこと。 ・飲食の際は、対面にならず1m以上距離をとり会話をしないこと。 ・共有部分及び共有物の消毒は、原則として活動中に1回以上行うこと 共有部分：多くの生徒が手を触れる場所（例：ドアノブ、手すり、スイッチ等） 共有物：用具等（ボール、ストップウォッチ等） ・こまめに手洗い、うがいを行うこと。 <p>※呼気が激しくなる場合のみマスクを外しても良い。</p>
	<p>16 対外試合等について、以下の感染症対策を講じて行うようとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対外試合等への参加は、本人及び保護者の同意を得たうえで参加する ・原則として磐周地区内にとどめる ・種目の特性をふまえ、感染予防が十分行えない場合は対外試合等は控える ・対外試合等の時間、施設や器具の利用方法等、感染予防に配慮する ・活動前後の手洗いを徹底し活動中は大きな声での会話や応援等は行わない ・練習場所や更衣室等、また集団での移動の際は、三密を避ける ・飲食の際は対面にならず1m以上距離をとり会話をしない ・熱中症対策にも十分配慮する ・参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を確認する

給食	17 学校給食の実施にあたり、感染防止のための工夫をする ・給食当番の健康チェックをすること ・手洗いの指導をすること ・机を向かい合わせにしないこと（隣席と離す） ・会話を控えること
活動の課後	18 放課後児童クラブ等において密集性を回避し、感染防止する観点から教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に活用を推進する
その他	19 新たな悩みやストレスを感じる児童生徒も予想されるため、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う
	20 学校における感染対策を地域や保護者に発信し、理解を得て進める
	21 マスク着用に抵抗のある児童生徒に対しては、時間や場所を特定するなど、可能な限りの着用を、保護者に感染リスクを説明し相談する中で勧める。また、マスクが着用できない場合は、該当児童生徒の特性等を踏まえて、周囲の児童生徒の理解を得るように配慮する
	22 マスクを外して活動する場面として、以下のようなものが考えられる ・（体育・部活動）呼気が激しくなる運動を行う場面。また、その活動中に児童生徒を集めめる場面 ・（音楽）リコーダーを演奏する場面 ・（調理実習）調理したあと、食事を取る場面 等 このような場面では、2m（最低でも1m以上）の間隔を空け、同じ方向を向き、会話を控えるようにする

※ 各項目ごと具体的に対策内容の記録を残すこと（このExcelデータに追記等して対応してください）。